

工場立地法検討小委員会の開催に至った背景

工場立地法は、事業者が工場を新增設する際、国が定める基準等に基づき、敷地面積の中に一定割合以上の緑地を確保しなければならないこと等を定めている。

これまで、地域再生計画や構造改革特区計画における要望を受けて、平成19年に企業立地促進法における緑地等面積規制に関する特例措置を創設。また、規制改革会議における要望等を受けて、平成20年に業種毎の生産施設面積率の見直しや敷地外緑地の範囲拡大、太陽光発電施設の扱いにかかる運用上の勘案措置など、時宜に応じた運用の見直しを行ってきた。

今般、政府の緊急経済対策（平成21年12月8日閣議決定）において、新たな需要創出に向けた規制改革の重点課題に「工場立地法の緑地等面積の一部への太陽光発電施設の充当」が位置付けられ、年度内に速やかに結論を得ることとされた。

また、緊急な社会的課題である地球温暖化問題への対応策として太陽光発電施設の普及促進を図るため、また今次緩和措置を講じることにより積極的な設備投資が促進されることを目的として、全国規模の規制改革要望において、太陽光発電施設を緑地等へ位置付けることについての要望が提出されている。これらの要望に対しても、当省として実態を踏まえ必要な見直しを検討することが緊要となっている。

このため、産業構造審議会地域経済産業分科会の下に工場立地法検討小委員会を設置し、上記の内容を斟酌した上で、太陽光発電施設を緑地又は環境施設に位置付けること等の可否について審議する。

なお、緊急経済対策における本法規制改革の位置付け（抜粋）、及び全国規模の規制改革要望における事業者団体からの具体的な要望内容は、以下のとおり。

明日の安心と成長のための緊急経済対策（平成21年12月8日閣議決定）

6. 「国民潜在力」の発揮

(1) 「制度・規制改革プロジェクト（仮称）」

制度・規制改革

<具体的な措置>

環境・エネルギー分野での制度・規制改革

(1) 新エネルギー等の導入に資する規制改革要望への対応

- ・ 工場立地法の緑地等面積の一部への太陽光発電施設の充当
太陽光発電施設の工場での導入促進を図るため、工場立地法の緑地等面積の一部への太陽光発電施設の充当について、年度内に速やかに結論を得る。

全国規模の規制改革要望 2009

(1) 社団法人日本経済団体連合会からの要望事項

太陽光発電設備の設置面積の一定割合を緑地面積または環境施設面積に算入すべきである。

地方自治体は積極的に地方準則を活用し、地域の雇用確保のため生産性の向上、設備更新を図る場合に環境施設面積の割合の緩和を図るよう、国が通達を出すべきである。

工場立地法において、生産施設の面積については30m²まで変更届不要となっている。緑地面積の減少についても、定められた面積比率を満たし、かつ、一定面積(30m²)以下の変更であれば軽微変更として扱い、変更許可申請の提出を不要とすべきである。

(2) 社団法人関西経済連合会からの要望事項

自治体制定の緑化条例(敷地面積1,000m²以上9,000m²未満が対象)において、自治体によっては太陽光発電施設を緑地とみなしている(大阪、京都、兵庫等)。一方、工場立地法(9,000m²以上)においてはそれを認めていない。今後、建築物屋上設置の太陽光発電の施設面積を緑地の一部として充当する事を容認するよう求める。

以上